

質問回答書

令和7（2025）年11月28日

福間漁港小型船舶係留等施設貸与先事業者募集に係る公募型プロポーザルへの質問について、以下のとおり回答します。

No.	質疑項目	質疑内容	回答
1	実施要項 P2 第2 貸与物件等について	管理棟は撤去可能であるか。	本公募において管理棟は貸与物件としており、撤去を想定しておりません。貸与事業者決定後、貸与事業者から有償譲渡の申し入れがあった場合、有償譲渡を検討します。有償譲渡により貸与事業者の所有物になった際には撤去することも可能です。
2	実施要項 P2 第2 貸与物件等について	既存保管施設内に新たな管理棟を設置することは可能であるか。その場合、研修室を併設するものとし、事業を廃止する際に、建物が福津市に帰属することは承知している。	貸与事業者の費用により新たな管理棟を設置することは可能です。なお、本公募において、研修室の継続は求めていません。
3	実施要項 P3 第2 貸与物件等について	倉庫を撤去、或いは、施設内に移設することは可能であるか。	本公募において倉庫は貸与物件としており、撤去を想定しておりません。貸与事業者決定後、貸与事業者から有償譲渡の申し入れがあった場合、有償譲渡を検討します。有償譲渡により貸与事業者の所有物になった際には撤去することも可能です。
4	実施要項 P3 第2 貸与物件等について	施設内に倉庫を新設することは可能であるか。	貸与事業者の費用により新たな倉庫を設置することは可能です。
5	実施要項 P6 第4 貸与の条件	民間移行後、施設内の水道・電気料金の負担区分はどのようにするか。公園内のトイレで使用する水道・電気料金との区別は可能であるか。	水道・電気ともに公園と区分します。
6		1号桟橋（南側防波堤近接部）における先端部の修繕は、今年度の福津市の補正予算に計上し、補修する計画に変更はないか。	令和8年1月以降に補修する予定としています。補修の範囲については、1号A14～15LRとしています。

No.	質疑項目	質疑内容	回 答
7		漁港内防波堤壁面に「港内スロー」や「港内釣り禁止」のペイント表示や、壁面アートを施すことは可能であるか。	貸与対象施設ではありませんので、貸与事業者決定後、市、宗像漁協、貸与事業者等の協議により、判断します。 なお、今事業を実施する上で必須と考えている事業については、事業計画においてその旨、提案してください。
8		福間漁港入口に設置されている既存の立看板使用は可能であるか。	当該立看板は市所有のものではありません。
9		福津市所有の敷地（漁業者が吾智網の修繕をしている場所）を「艇置場」として使用することに関し、宗像漁協協同組合津屋崎支所が承諾をした場合、土地の所有者である福津市はどのようなお考えであるか。 上記において、施設内北側フェンスの撤去は可能であるか。	本公募においては、事業計画書（様式第5号）（2）事業内容①小型船舶等係留施設（貸与物件）を利用した事業内容で提案された事業内容を当面貸与事業者が実施する事業、②小型船舶等係留施設（貸与物件以外）以外を利用した事業内容で提案された事業内容を将来、市、宗像漁協、貸与事業者等で協議のうえ、漁港施設等活用事業の推進に関する計画の認定を得て拡大を目指す事業として実施しています。 そのため、本公募の貸与物件以外の部分については、貸与事業者決定後、協議により決定することとなります。 なお、今事業を実施する上で必須と考えている事業については、事業計画においてその旨、提案してください。
10	実施要項 P5 第4 貸与の条件	宗像漁協と福津市との間で取り交わされている「漁業者との利用調整」の内容について詳細をお示ししていただきたい。	プレジャーボートと漁業者との利用調整について、市と宗像漁協が覚書等は交わしていないが、港内の利用ルールを定めたものは当該施設利用者にお配りしている許可書・誓約書・取扱要領等になります。これらの資料は市公式ホームページにて公開されています。貸与要項P5に記載してある漁業との調整については、今後、市、貸与事業者、宗像漁協と調整を行い定めていただくものになります。

No.	質疑項目	質疑内容	回 答
11	実施要項 P4 第2 貸与物件等について	募集要項第2項4号の「使用料」に関し、「貸与期間延長時における減免措置条件」についてお示ししていただきたい。 この場合、初期投資額が、41,184,000円を超えるものであった場合、5年後の継続事業に減免措置として反映されるものであるか。また、その条件についてお示しいただきたい。	減免措置の条件については、要項記載のとおりです。貸与期間延長後も減免措置は適用します。ただし、貸与期間延長、貸与範囲拡大により使用料は再計算します。
12	実施要項 P3 第2 貸与物件等について	緑地帯の一部を造成し、オートキャンプ場（RVパーク）やドッグラン施設として利用することは可能であるか。緑地帯にベンチや東屋の設置は可能であるか。	本公募においては、事業計画書（様式第5号）（2）事業内容①小型船舶等係留施設（貸与物件）を利用した事業内容で提案された事業内容を当面貸与事業者が実施する事業、②小型船舶等係留施設（貸与物件以外）以外を利用した事業内容で提案された事業内容を将来、市、宗像漁協、貸与事業者等で協議のうえ、漁港施設等活用事業の推進に関する計画の認定を得て拡大を目指す事業として実施しています。 そのため、本公募の貸与物件以外の部分については、貸与事業者決定後、協議により決定することとなります。 なお、今事業を実施する上で必須と考えている事業については、事業計画においてその旨、提案してください。
13	実施要項 P6 第4 貸与の条件	契約終了時の土地返却に関し、No.13の造成を行った場合、原状回復措置の必要性、或いは、返却時点における現況有姿での返却は可能であるか。	本公募においては、事業計画書（様式第5号）（2）事業内容①小型船舶等係留施設（貸与物件）を利用した事業内容で提案された事業内容を当面貸与事業者が実施する事業、②小型船舶等係留施設（貸与物件以外）以外を利用した事業内容で提案された事業内容を将来、市、宗像漁協、貸与事業者等で協議のうえ、漁港施設等活用事業の推進に関する計画の認定を得て拡大を目指す事業として実施しています。 そのため、本公募の貸与物件以外の部分については、貸与事業者決定後、協議により決定することとなります。 なお、今事業を実施する上で必須と考えている事業については、事業計画においてその旨、提案してください。

No.	質疑項目	質疑内容	回 答
14	実施要項 P4 第2 貸与物件等について	貸与敷地内への下水道工事敷設費用は「募集要項第2項第4号」の減免措置の対象となるか。	対象とはなりません。
15		係留等施設における直近3年間の入件費、光熱費、修繕費を含む各経費の詳細について開示をいただきたい。	別途回答書を市ホームページにて公開しています。
16	実施要項 P7 第4 貸与の条件	倉庫内に現存するマリンブル、小型舟艇（台車を含む）、コンプレッサー、草刈り機、クレーン用吊り天秤、作業用工具類のほか、管理棟に保管されている作業用工具類、電話機、ファクシミリ等什器備品は民間移行時、誰に帰属するものであるか。	市所有の備品として確定しているものを一覧表にて公開しています。
17	実施要項 P13 第7 賃貸借契約の締結	賃貸借契約締結時における契約保証金の支払い想定額はいくらであるか。	市財務規則に従い、契約金額（貸与期間の使用料総額）の100分の10以上の契約保証金を納めていただくことになります。
18	実施要項 P2 第2 貸与物件等について	クレーンの新規設置に伴う許可証並びに付属書類一式はあるか。	クレーン検査証、設置届、クレーン明細・摘要書を市公式ホームページで公開しています。より詳細な資料（図面等）は市農林水産課にて閲覧可能です。
19			